



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 43 2007年6月20日

台湾・商標法施行細則の部分改正予告

台湾・智慧財産局商標権組は去る5月7日、商標法施行細則の部分改正を予告発表した。第34条(異議申立)と第13条(商品・役務分類表)の二箇条が次のように変更される予定。

第34条

(現行)異議申立するときは、異議申立人の身分証明書類を添えて提出しなければならない
(改正)提出不要となる。

(商標責任機関が提出必要であると判断された場合、その旨当事者に通知する。)

第13条

(現行)第21類の見出し―「家庭用又は台所用の器具及び容器(貴金属製又は貴金属を被覆したものでないもの);…」

(改正)第21類の見出し―「家庭用又は台所用の器具及び容器;…」
(下線は削除部分)

(現行)第29類の見出し―「食肉、魚、家禽及び獵の獲物;肉エキス;塩漬、乾燥及び調理済果物及び野菜;…」

(改正)第29類の見出し―「食肉、魚、家禽及び獵の獲物;肉エキス;塩漬、冷凍、乾燥及び調理済果物及び野菜;…」(下線は追加部分)

(現行)第42類の見出し―「…; 法律サービス」

(改正) 「法律サービス」を第45類へ移行。

(現行)第425の見出し―「他人が個人的需要に応じて提供する私的又は社会的サービス; 財産又は個人を守る為のセキュリティーサービス」

(改正) 前後文字について、斟酌修正する予定である。